

0. はじめに

昨今、情報通信技術の進歩に伴い、携帯電話や無線LAN等の多種多様な無線システムが登場し、日進月歩の勢いで技術革新がなされ、より多くの人々の日常生活に広く普及してきているところである。

このような社会情勢の中、我が国においては、多数の無線機器が互いに混信を起こさず、快適に利用できる環境を維持するため、電波法令に基づく電波利用環境の監理が行われており、その役割も益々重要性を帯びるとともに、その内容については、技術の進展、電波利用状況、さらには国際動向や社会情勢の変化にあわせて、実態に沿った改正等が行われてきたところである。

一方、極めて多数の設備や施設などを対象とする維持管理の分野では、いわゆるビッグデータを活用し状態を大局的にモニターしながらメンテナンスを適宜行うCBM（Condition Based Maintenance：状態基準保全）と呼ばれる検査や整備法の有効性が知られてきており、一律に周期を定めた検査に比べより高い確率で故障や事故を予防できることから、導入が進んでいる。電波法の役割の一つである無線機器の検査と整備についても、多数のユーザを対象とする場合には、この手法を適用しより効率的で確実な維持管理が期待できる項目が多い。

航空機の分野については、無線システムが安全な航行に欠かせぬものとなっている。一方、平成24年が我が国におけるLCC（Low Cost Carrier）元年と称され、近年、世界各地で普及しつつあるLCC系の航空運送事業者等と対等に渡り合っていくためにも、航空機関係に課せられた国の規制を緩和することにより、国内の航空運送事業者の国際競争力を強化することが航空業界から強く求められているところであり、電波法の運用についても、平成24年7月10日の規制・制度改革に関する閣議決定の趣旨に沿う検討が求められている。特に、航空機に搭載された無線設備については前述のCBMが適用可能な分野と考えられ、現時点で毎年実施することが義務付けられている定期検査を、CBMを始めとした合理的な方法により実施可能とする等の緩和策も考える必要がある。

こういった状況を踏まえ、平成24年8月10日より、総務省総合通信基盤局電波部長の主催による、「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」が立ち上げられ、計5回の会合が開催された。本検討会では、航空機に搭載する無線局の検査や無線設備の製造番号管理について、国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向けて、航空無線用周波数の有効利用の観点にも配慮しつつ、制度の在り方も含めた見直し等の検討を行ってきた。

検討会においては、まず電波利用環境の監視・管理が厳格に行われることの重要性を勘案し、これを損なうことなくむしろ補強する形でCBMを導入し、技術的にも合理的な形で規制制度・改革への取り組みを検討した。例えば、航空管制通信等の重要な無線通信への有害な混信や通信妨害等が近年、少なからず発生し続けていること、さらには平成24年4月29日に発生した、関越自動車道高速バスの事故により乗客7名の尊い命が失われるとともに、乗客乗員39名が重軽傷を負うという大事故など、むしろ維持管理・運用における規制の強化が議論される案件も増えている。このた

め、CBMによる管理方式等を導入するにしても、その項目や対象の選定について今後の調査も含め慎重に見極める方向性を提案している。

検討結果の詳細は本編に譲ることとするが、本検討会の検討結果が電波法の趣旨に適うにとどまらず、我が国の航空事業の国際競争力強化に寄与し、結果として国民が安心して安全に航空機に乗ることができる体制を推進していくための一助となることを切に願うものである。

平成 年 月 日

航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会 座長